

**越境する存在の必要性**  
**～厚生労働行政の立場から～**

令和3年12月22日  
長久手市地域共生推進監 國信綾希

# 長久手市役所地域共生推進課 地域共生推進監



(元) 社会・援護局 生活困窮者自立支援室  
(併) 地域共生社会推進室 室長補佐

## 【略歴】

### ■ 慶應義塾大学院法学研究科（公法学専攻）修士課程修了

国際人道法（戦争法）・国際人権法を研究。修士論文は、障害者権利条約の批准に関して、日本の障害者福祉政策における入所・通所施設の意義について考察。（\*）教職課程も履修（社会・地歴・公民）

### ■ H24.4～ 年金局企業年金国民年金基金課（当時）

AIJ事件（投資会社による詐欺事件）をきっかけとした法改正に従事。審議会、法案作成、法案審議、施行までの一連を担当。

### ■ H26.6～ 大臣官房人事課（併）総務課（採用担当）

### ■ H27.10～ 総務省自治行政局住民制度課 出向

マイナンバー制度の施行及びマイナンバーカードの利活用に関する業務を担当。

計4年間！

### ■ H29.8～R3.7 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度及び地域共生社会の推進に係る法改正を担当。

## 【併願先】

- 文部科学省、外務省
- 独立行政法人、政府系金融機関

## 【趣味、最近の関心事】

- サックスの演奏
- ミニシアター巡り
- 独立系インターネット放送局の動画視聴
- ラジオ

國信 綾希（くにのぶ あき）



# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**(**「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告**)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」**(閣議決定)に**地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 **「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置**
- 10月 **地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置**
- 12月 **地域力強化検討会 中間とりまとめ**  
**「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)**
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出**  
**「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定**
- 5月 **社会福祉法改正案の可決・成立** → 6月 **改正社会福祉法の公布**  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 **地域力強化検討会 最終とりまとめ**
- 12月 **「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出**
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置**
- 7月 **地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ**
- 12月 **地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出**
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**  
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

# これまでの社会保障制度の基本的枠組み

## ● 自助・互助・共助・公助

「自助」: 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する

「互助」: 家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い

「共助」: 個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する  
医療保険・介護保険・年金保険など

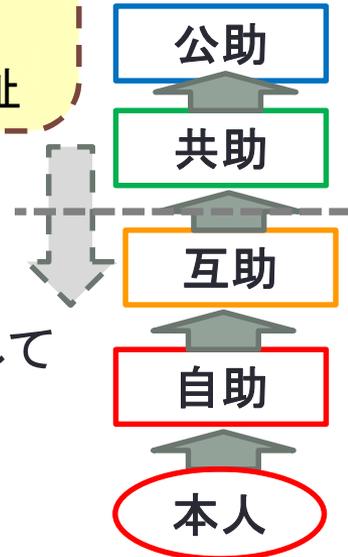
「公助」: 自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉

## ● 社会保障制度の前提

➤ 対象となる**典型的なリスクと要支援者を特定**し、主に「**給付**」として**順次拡充**

➤ 「**自助**」「**互助**」の**基盤**が前提

- ① 安定した家族や日本型雇用慣行など「**一本道**」の存在
- ② 人的つながりによる**インフォーマルなセーフティネット**の機能

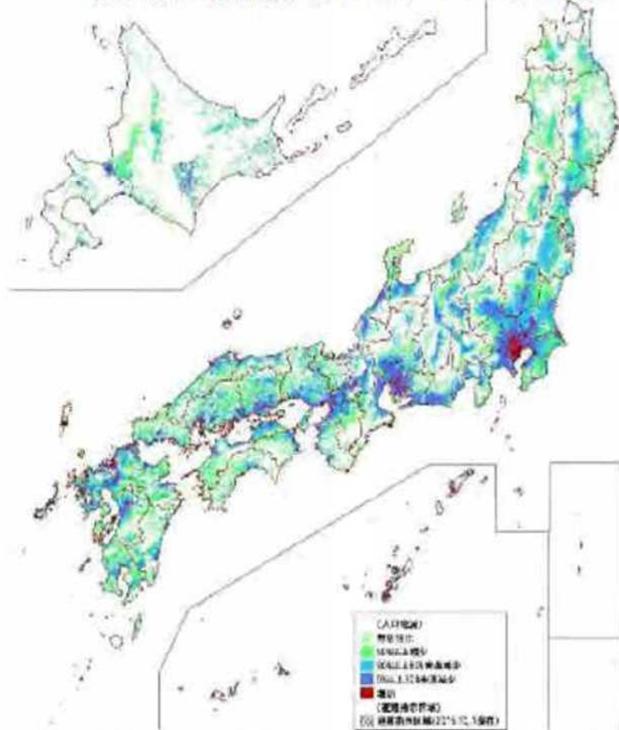


# 高齢化・人口減少の状況①

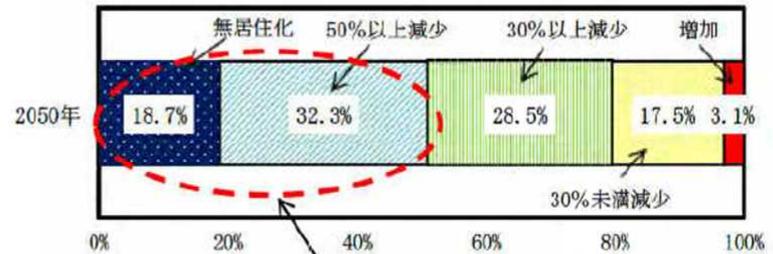
(第1回検討会資料より)

- 2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少。
- 沖縄県等一部地域を除き、人口の増加がみられる地域は都市部に限られる。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村に居住する人口は、およそ半分に減少する可能性。

将来の人口増減状況（1kmメッシュベース、全国図）

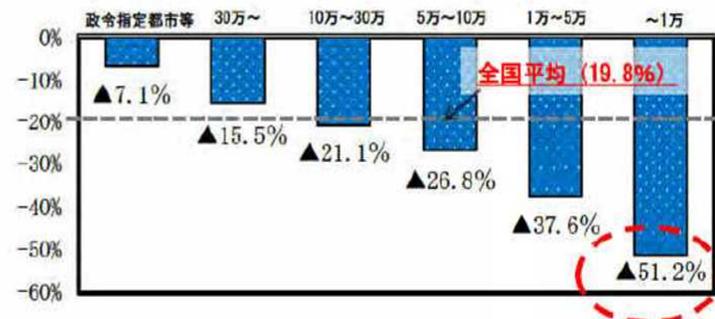


人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



全国の約半数の地域（有人メッシュの51%）で人口が半減

市区町村の人口規模別の人口減少率

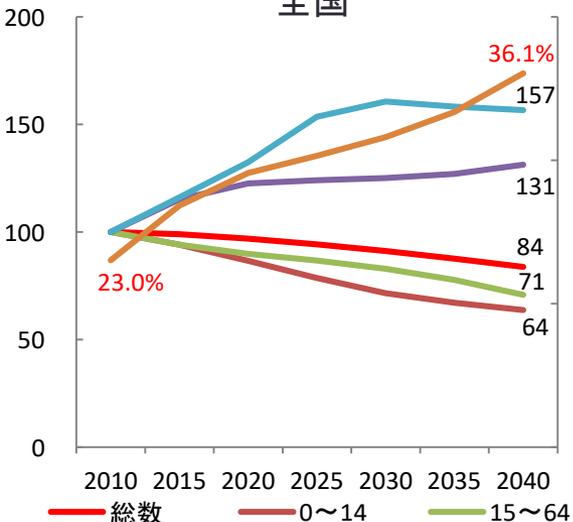


(備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局作成。  
2. 左図については、平成27年国勢調査時点（平成27年10月1日現在）における避難指示区域を黒塗り（斜線）で示している。

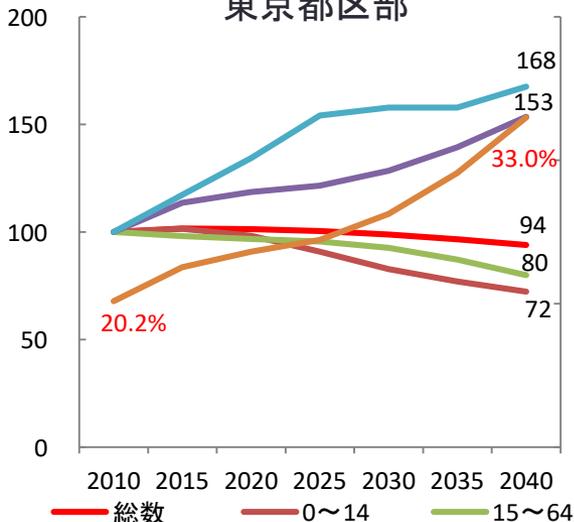
# 人口の視点【市町村の人口規模別の将来人口推計】

(2010=100)

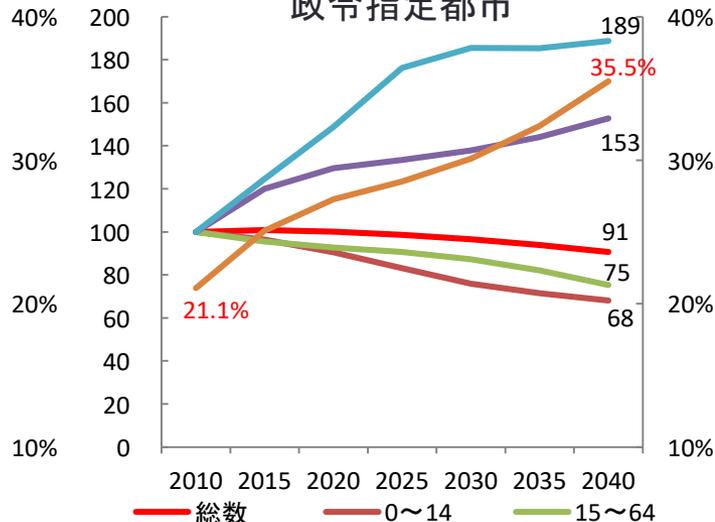
## 全国



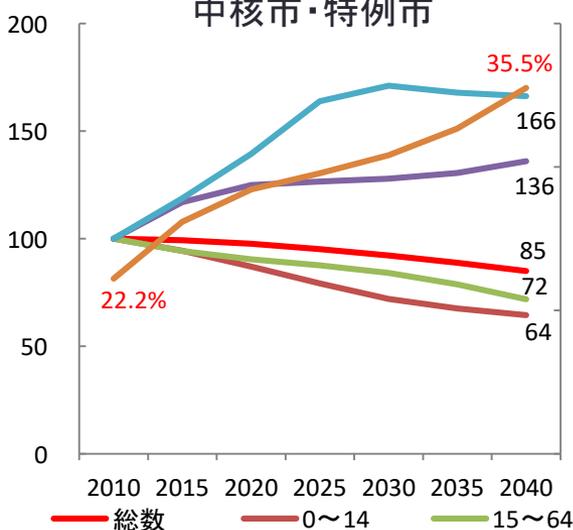
## 東京都区部



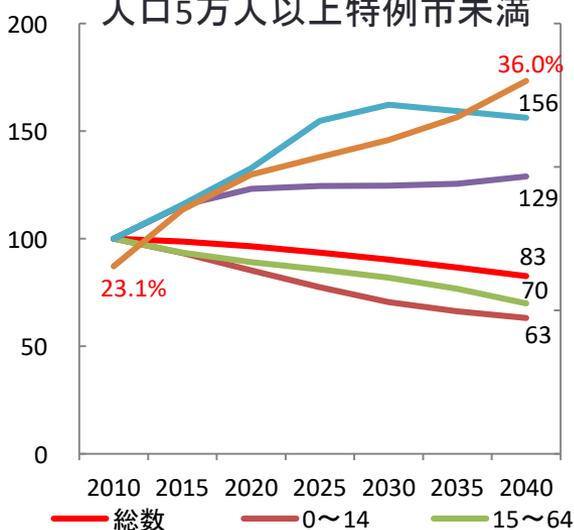
## 政令指定都市



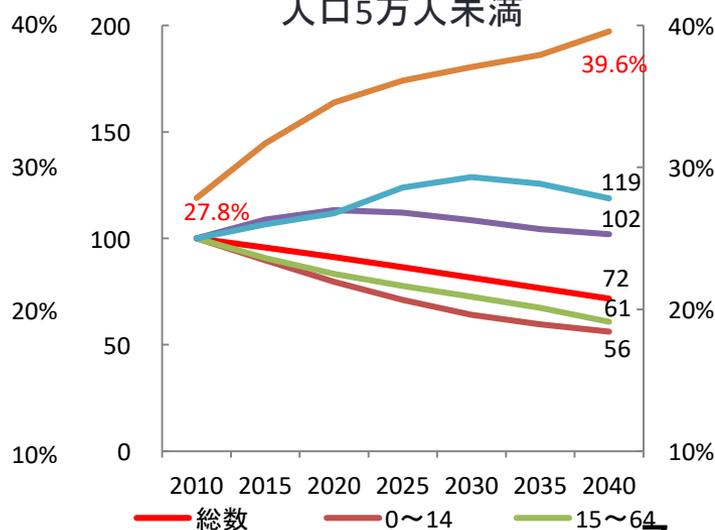
## 中核市・特例市



## 人口5万人以上特例市未満



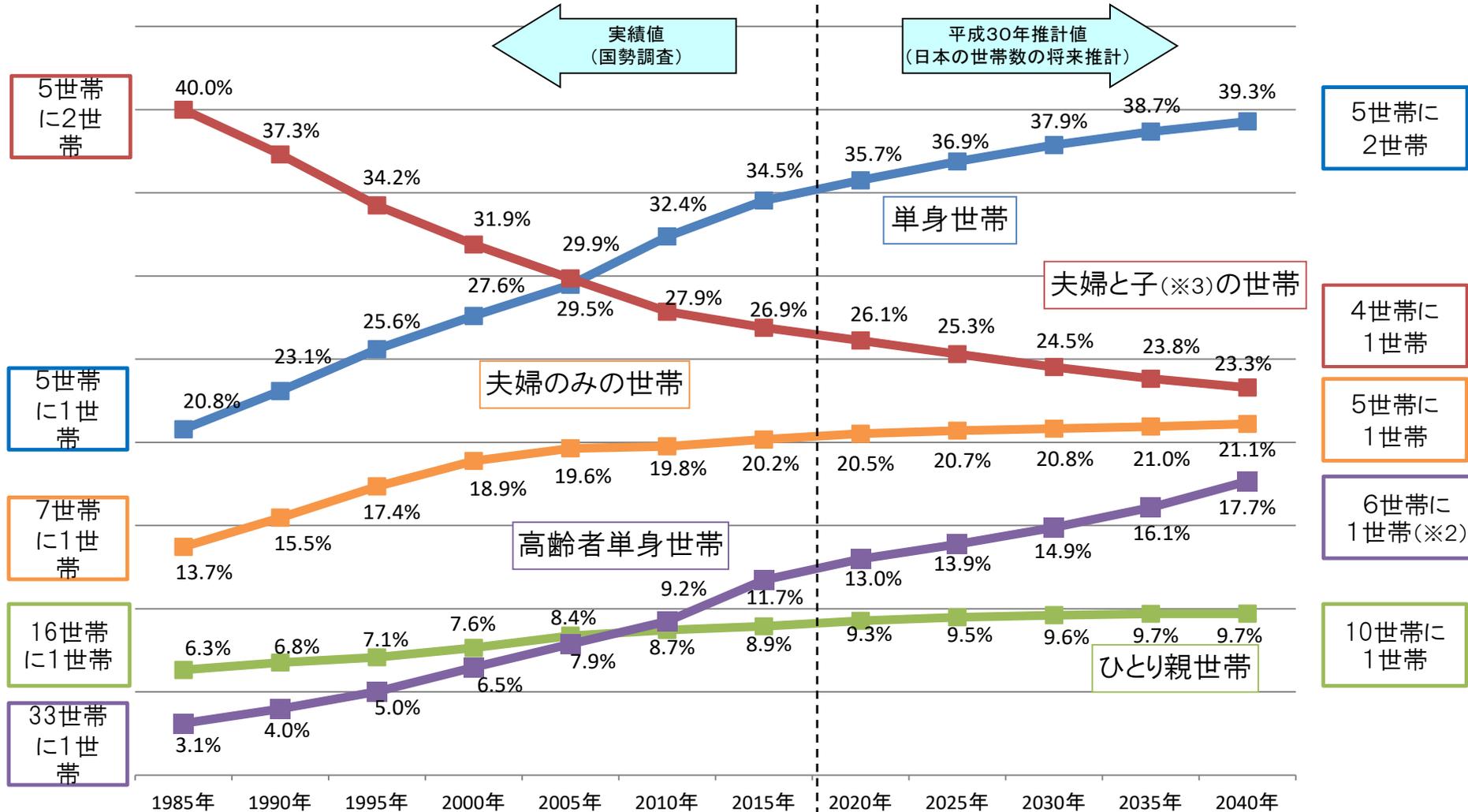
## 人口5万人未満



— 総計   
 — 0~14   
 — 15~64   
 — 65~   
 — 75~   
 — 高齢化率

# 世帯構成の推移と見通し

○**単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。**  
 単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

# 各制度等における複合的課題等②

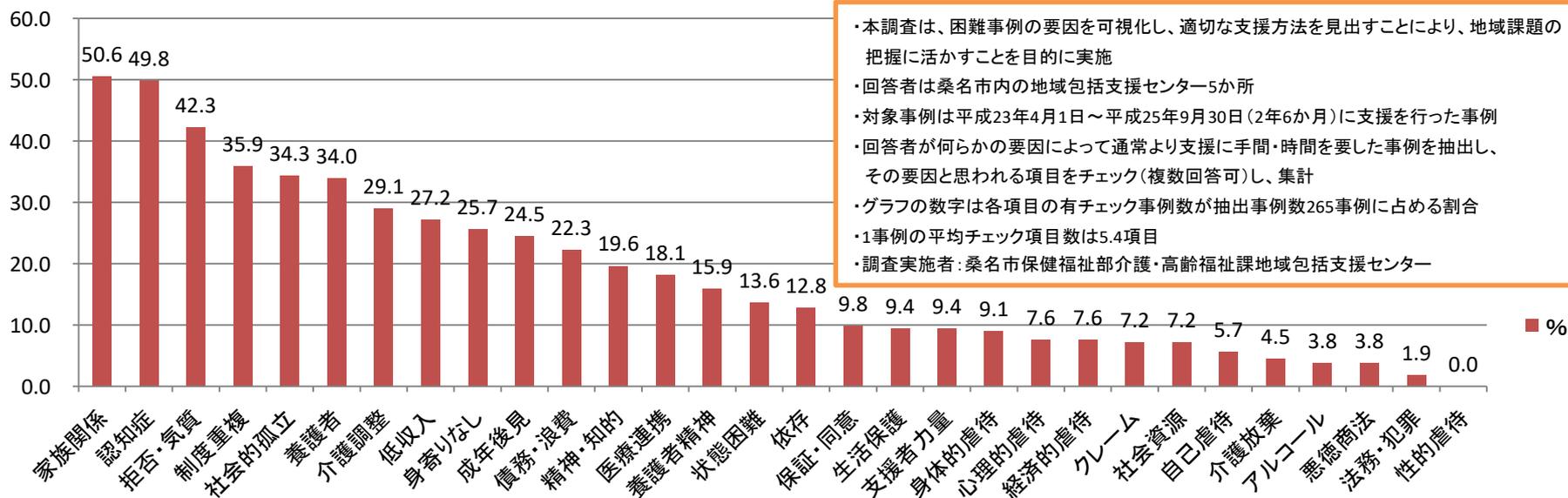
(介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
  - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
  - ② 1事例あたり平均5.4項目の要因(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見えてきた地域課題

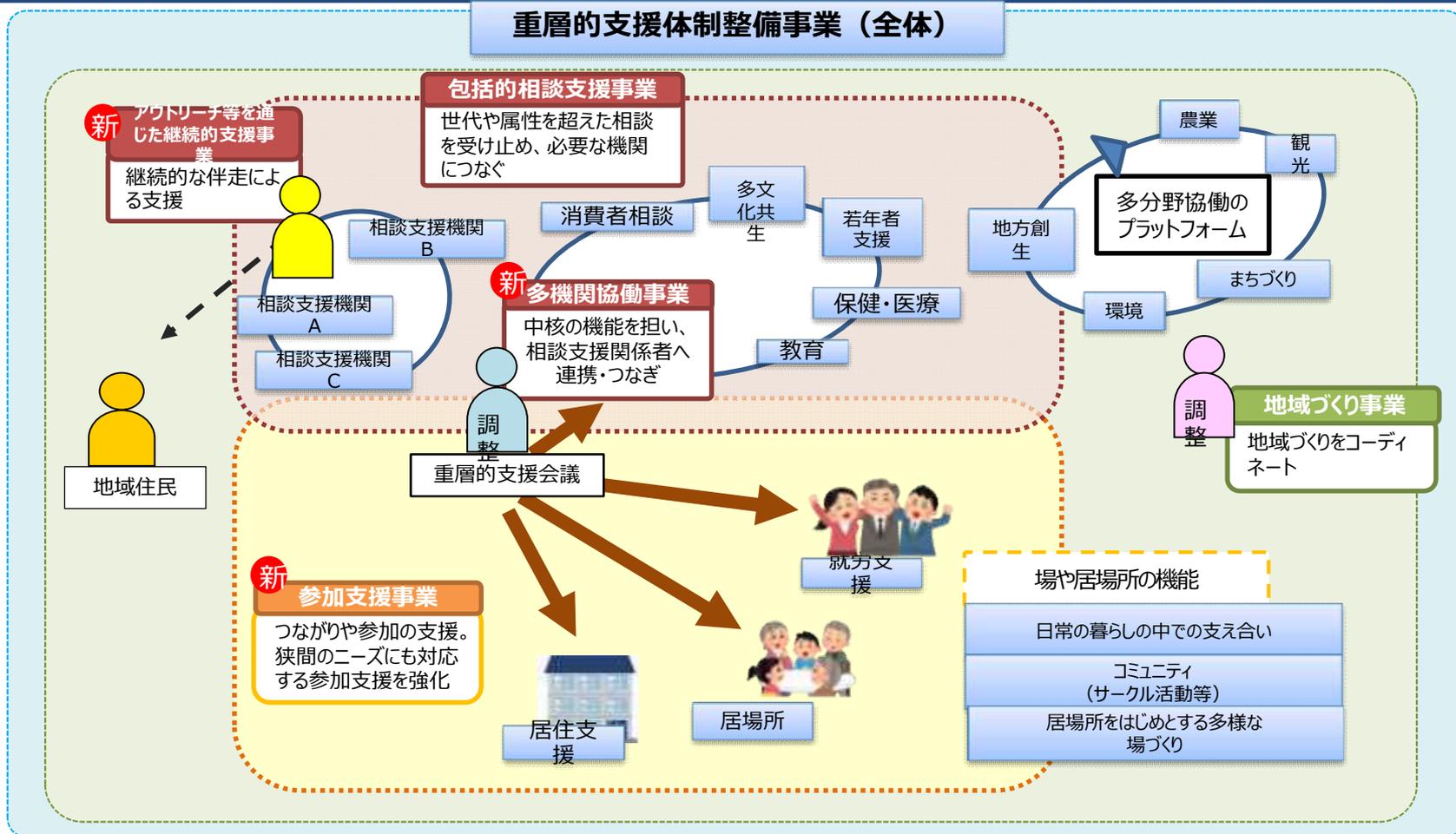
①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合っ事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

## 桑名市における困難事例要因調査結果 ～細分類項目別～ (2013.11.1調査)



# 重層的支援体制整備事業の全体

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。



○重層的支援体制整備事業の内容

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。市町村の中でこれらを一体的に実施。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 重層的支援体制整備事業の財政支援について

- 重層的支援体制整備事業に要する費用を各制度間で機械的・合理的に按分し、按分額に各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から  
一般会計に繰り入れる。

## 新たな事業の実施市町村

### 市町村介護保険特別会計

<対象事業>

- 地域包括支援センター運営費分
- 生活支援体制整備事業費分  
一号保険料 23 / 100

- 一般介護予防事業のうち  
厚生労働大臣が定めるものの費用分  
一号保険料 23 / 100  
二号保険料 27 / 100

繰入れ

他の介護保険事業分

### 市町村一般会計

#### 新たな事業分

(介護、障害、子育て、困窮  
+ 新規機能分)

国からの交付

都道府県からの交付

# ① 長久手市の悩み～重層的支援体制整備事業に取り組む意義～



面積	21.55km <sup>2</sup>	世帯数	24,913世帯
人口	60,350人	平均年齢	40.6歳
平均年齢	40.6歳	高齢化率	16.8%
高齢化率	16.8%	生産年齢人口	65.2%

※令和3年10月1日現在

ジブリパークもできるし、新築の家が多くまち並みきれい！

西部は市街化地域（新しいまち）  
東部は市街化調整区域（自然あふれるまち）

西部を中心に転入者が多い若いまち

子どもが多くて子育てしやすい！



煩わしい近所づきあいなくて快適！

人間関係の希薄化（自治会加入率低い）

今は大丈夫！ だけど…  
今後急速に高齢化が進んだら、どうなる？

- 名古屋市のベッドタウンとして、人口増加が続いている。エリア毎の区画整理・宅地開発が進む。  
→都市のニュータウンが面している危機が潜在的に存在
- 自治会加入率50パーセントを切り、地域のつながりが希薄化している状況
- 2045年には、75才以上の高齢者が現在から約2倍に増加する見込み→急速な高齢化、家族間のつながりも薄い



- 地域づくり・まちづくりの活動で変化が見られ始めるまでに10年はかかるものと認識
- 今から、①市民の困りごとや希望を身近な地域で受け止め、つながりを作り、②地域の課題は地域で解決できる取り組みを③市全体で始めていく必要。

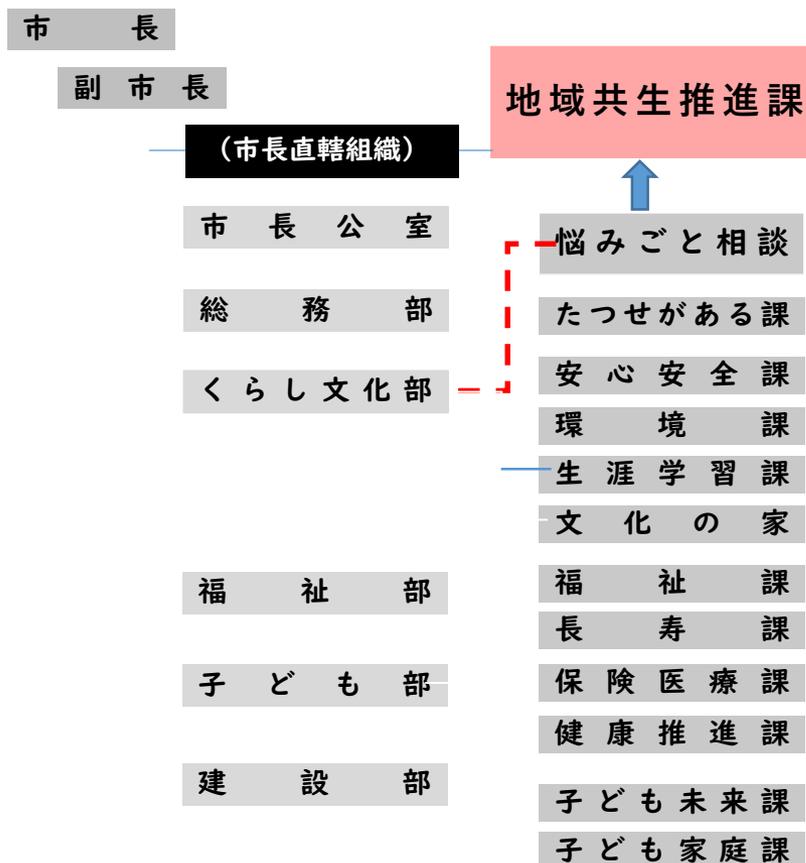
# 重層的支援体制整備事業の体制

【悩みごと相談室】の機能と【福祉課】の地域福祉を統合

## 【市長直轄組織 地域共生推進課】の設置



### ➤ R3～ 新体制による事業実施へ



#### 《事務分掌》

- ◆ 市民の生活全般にわたる困りごとを解決するための「相談窓口」  
多重債務・消費生活  
交通事故・相続など
- ◆ 重層的支援体制整備事業
- ◆ 地域福祉

#### 《職員体制》

地域共生推進監 (部長級)	1
課長(次長級)	1
主幹(課長級)	3
課長補佐	1
<b>地域共生担当</b> 地域共生推進係	3

9名体制

◎縦割りの弊害を少なくするため、市長直轄組織を新設し「重層的支援体制整備事業」を所管

◎小学校区単位のまちづくりのため、各小学校区ごとに地域共生担当職員（4人）を配置

# 市長直轄組織 地域共生推進課



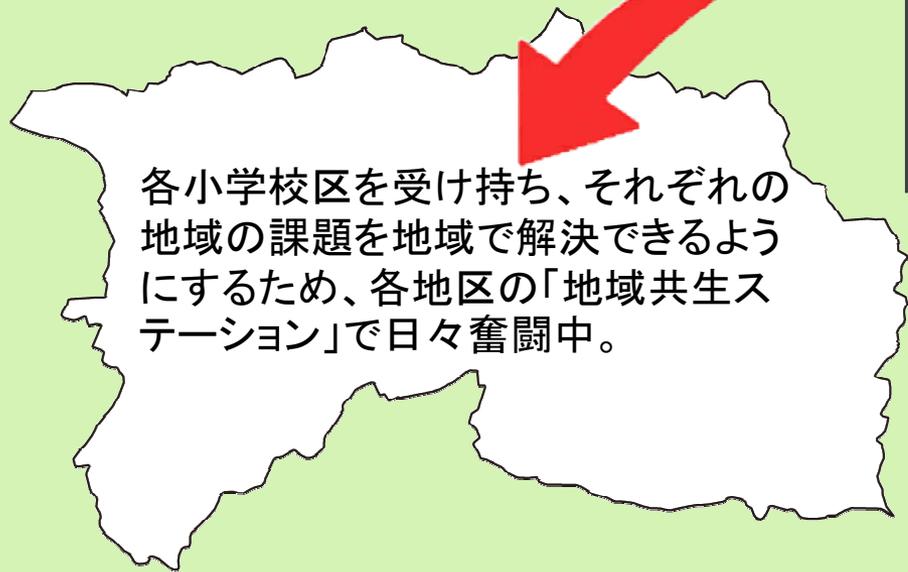
地域共生推進監  
(厚生労働省派遣)



次長兼課長



地域共生担当(主幹・課長補佐)



各小学校区を受け持ち、それぞれの地域の課題を地域で解決できるようにするため、各地区の「地域共生ステーション」で日々奮闘中。

## 地域共生推進係

- ・地域福祉計画
- ・相談支援包括化推進事業
- ・市民相談
- ・消費生活センター

# 長久手市の体制の全体像

## ① 相談支援



- ◎ 各相談支援機関において、福祉総合相談の実施  
包括的相談支援事業
- ◎ CSWが相談支援包括化推進員を担う

## ② 参加支援(ひきこもり対策)

◎ 社会参加が必要な人のための居場所兼相談窓口『Nジョイ』の設置  
参加支援事業



- ◎ 小学校区ごとに地区社協を設置。民生委員や地域住民から、地域の困りごとを把握。課題解決に向けた取組や、継続的な伴走支援の実施
- ◎ CSWによる「福祉のなんでも相談」の実施

多機関協働事業

CSW

(社会福祉協議会)



(相談支援包括化推進員、生活支援コーディネーター)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業



【障がい】  
地域活動支援センター事業

地域とともに考える「調整役」  
(小学校区単位)

地域共生担当  
(市役所)

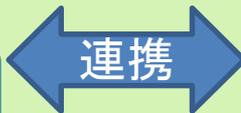
- ◎ 課題解決や伴走支援に必要な地域資源とのつなぎ、コーディネート

【子ども】  
子育て支援センター

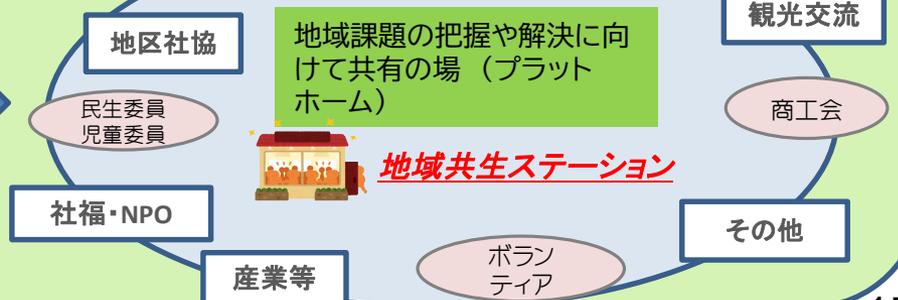
- ◎ 世代や属性を超えて小学校区単位を基準とした交流できる場や居場所づくり
- ◎ 多様な主体のネットワークづくり

【介護】  
・いきいき運動教室  
・ワンコインサービス  
・生活支援体制整備事業

【生活困窮】(共助の基盤づくり事業)  
◎ 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の見守りネットワークづくり



まちづくり協議会等



## ③ 地域づくりに向けた支援

# 重層的支援体制の連携の仕組み

## 相談支援包括化推進協議会 (年2回)

- ・ 事業の活動評価
- ・ 事業の活動方針及び活動計画

本人同意が得られれば移行

### 《構成員》

財務局・警察署・保健所・病院・弁護士・司法書士・民生委員児童委員・まちづくり協議会等、社会福祉協議会、社会福祉法人、教育委員会、市関係部長 等

### ① 実務者会議

- ・ プランの適切性の協議
- ・ プラン終結時等の決定、評価
- ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

### ② 担当者会議

- 個別ケース会議 (随時)  
推進員会議 (定例)
- ・ 支援方針 (プラン) の検討・決定、モニタリング、関係機関等の役割分担
  - ・ 緊急性がある事案への対応

※①②を重層的支援会議とする

### 《構成員》

地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし・しごと・つながり支援センター、居宅介護事業所、教育委員会、市関係課 等

### 《構成員》

地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし・しごと・つながり支援センター、教育委員会、民生委員、地域住民等

### 支援会議 (適時)

- ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性がある事案への対応

### 地域共生定例会 (月1回)

地域づくり定例会 (月1回)

相談支援定例会 (月1回)  
(CSW係会議)

参加支援定例会 (月1回)

【支援同意なし】

【支援同意あり】

多機関協働事業等へ

### 事務局会議 (社協)

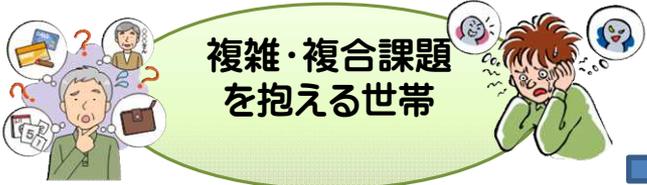
- ・ 各支援機関とともに情報共有、事例検討
- ・ 多機関事業等の利用の検討

### 相談支援定例会

市 (地域共生推進課) 及びCSWで、新規及び既存ケースの情報共有、進捗確認を行う (月1回)

市民ニーズのキャッチの部分に課題あり (支援できているという幻想?)

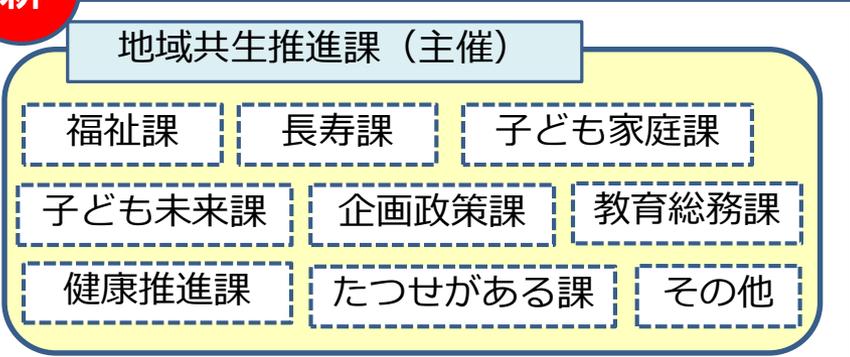
# 重層的支援体制の連携の仕組み～改善の動き～



複雑・複合課題を抱える世帯

- ・単独の支援機関では対応が困難
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援

## 新 庁内連携会議（随時）



### 【協議内容】

- ・重層的支援体制整備事業の実施体制
- ・相談支援に係る困難ケースの情報共有
- ・福祉の各分野において連携して取り組む課題検討

※内容に応じて、課長級もしくは担当者の参加

## 新

## 事務局会議（社協主催）



- 早期の情報共有、支援検討
  - 多機関協働事業の利用について判断
- ⇒ 支援機関間の縦割り解消、協働に向けたすり合わせ

## 重層的支援会議

- ◎ 相談支援包括化推進協議会実務者会議
- ◎ 個別ケース会議



- ・支援プランの決定・共有
- ・支援プランの適切性の協議
- ・プラン終結時等の決定、評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討



## 1 多機関協働相談支援包括化推進事業 令和2年度事業報告

### (1) 相談者等に対する支援(令和2年4月～令和3年3月末)

区分	件数	終結件数	備考
相談世帯	13世帯	9世帯	相談世帯のうち6世帯は前年度から継続
個人が複数課題を抱えている	2世帯	0世帯	《次年度継続ケースの主な課題》 ① 債務、 <b>金銭管理</b> ② <b>障がい</b> 、就労不安定、借金・多重債務、 <b>金銭管理</b> 、 <b>経済的困窮</b> 、住まい
世帯内に課題を抱えた者が複数いる	11世帯	9世帯	《次年度継続ケースの主な課題》 ① 借金・多重債務、 <b>金銭管理</b> 、要介護、 <b>障がい</b> ② 認知症、 <b>障がい</b> 、 <b>病気</b> 、収入不安定、多重債務、 <b>経済的困窮</b> 、 <b>金銭管理</b>

#### 各世帯ごとの支援開始時点の関係機関(重複あり)

高齢・介護	76.9%
障がい	46.2%
子ども・子育て	30.8%
保健医療	46.2%
地域・社協	46.2%

## R2、R3上半期の支援実績からの振り返り

①新規ケースであるが、数年前から相談支援機関が関わっていたケースも多い。

→支援関係機関・関係課間の連携体制に課題。日頃の情報共有体制や会議体の運営を見直し。ICTの活用も検討

②支援開始時は、「高齢・介護」の関係機関が関わっている割合が高い。

→他の属性、特に「子ども・子育て」のアウトリーチに課題あり

③継続となるケースについては、世帯内に課題を抱えた者が複数いる場合が多い。

病気・障がい(精神)、経済的困窮、金銭管理、引きこもり(不登校)といった課題が共通している。

④本人に病識がない、家族内や近隣住民との人間関係が悪い等、円滑な支援に結びつけづらい要素がある。

→地域の中にゆるやかなつながり・居場所を作っていく必要あり

## (最後に) 長久手市に出向してきて思うこと

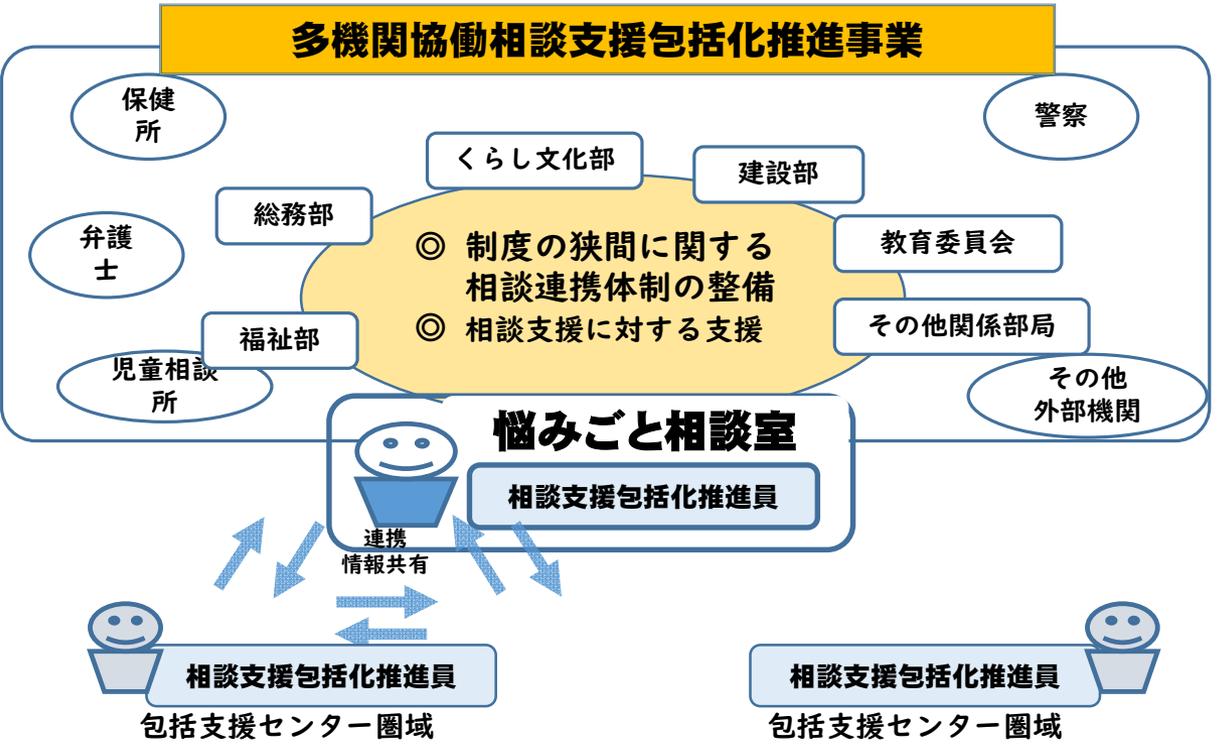
- ・基礎自治体は、社会情勢の変化(ex.新型コロナウイルスへの対応)、地域課題・ライフスタイルの多様化などに迅速・柔軟に対応していく必要性が高まっている。
- ・市役所の予算立案スケジュールによるのではなく、常に地域のニーズにアンテナ高くしながら、仮説の設定・試験的な実施を繰り返し「アジャイル」の働き方に変化していく。
- ・これまでは、国等からトップダウンで下ろされた事業を要綱のとおり実施する＝「ドリルを解く」  
これからは自ら地域の中の課題を吸い上げ、仮説を立て、多様な関係者を巻き込み、実施をしていく＝「総合的な学習」、プロジェクト的な実施
- ・加工の自由が担保された重層的支援体制整備事業が、アジャイル的な働き方を実現する有力な手段であることは間違いない。  
ただし、重層的支援体制整備事業もその本質・意義を認識することなく、漫然と実施しては簡単に機能不全となる。

# 參考資料

# ② 課題への対応～重層的支援体制への道のり～

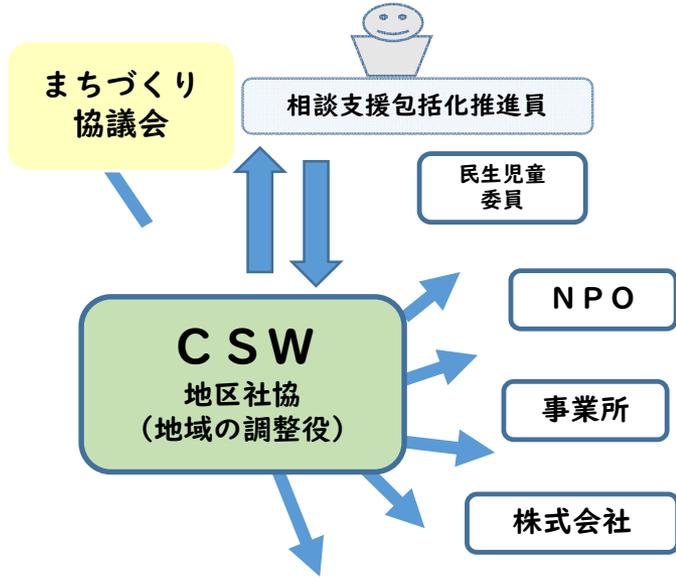
## 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 (H29.12～ 厚労省モデル事業)

所管：悩みごと相談室



### 地域力強化推進事業

- ◎ 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- ◎ 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



- 相談支援包括化推進員の仕事
- 担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題(複合的課題)等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
  - また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やCSW(地区社協)などの地域の調整役に対応を依頼
  - 各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
  - 課題解決のために不足する新たなサービスの創出 など

## CSWの取組

### ○地域福祉学習会

《全地区で実施》

福祉課題のある方が、地域の中で孤立しないよう、身近な問題として理解を得るよう働きかけを行う。

### ○部会活動

活動を通じて、地域の困りごとを発見。課題解決に向けた事業を展開

⇒ 移動支援検討会、  
フードパントリー 等



### ○みんコラ事業

～生活支援体制整備事業～

#### 地域みんな×民間企業コラボ

民間企業と共同で地域の活性化

⇒健康づくり教室、ママケアサロン 等



### ○生活支援サポーター事業

～生活支援体制整備事業～



様々な集いの場での協力や、要支援者等の見守りを希望する住民への訪問を通じ役割をもってもらう。

### ○居場所づくり

地域のつながりづくりのため様々な事業を企画実施

⇒ ウォーキング企画・脳トレ・親子読み聞かせ教室 等

### ○サロン活動の支援

地域住民が主体的に運営されているサロンに対して助成金を交付し、自主運営の支援や、つながりづくりを支援 **市内45カ所**

⇒ サロンへの定期訪問  
住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる場づくり



# 重層的支援体制整備事業の主な関係機関

## 子ども部

未来課  
子ども  
家庭課  
子ども

子育てコンシェルジュ  
(仮)子ども発達相談室  
家庭児童相談室

## 福祉部

健康推進課  
長寿課  
福祉課

母子保健コーディネーター  
地域包括支援センター  
障がい者基幹相談  
支援センター  
くらし・しごと・つながり  
支援センター

## 教育委員会

教育総務課

スクール・ソーシャル  
ワーカー

## くらし文化 部

たつせが  
ある課

まちづくり協議会

## 市長直 轄

地域共生  
推進課

コミュニティ・ソーシャル  
ワーカー

①相談支援

②参加支援(引きこもり対策)

③地域づくりに向けた支援

# 各事業における取組（対応）①

## 多機関協働事業 事例①

- 相談者は80代男性、70代の妻と50代の子の世帯
- 本人は多重債務を抱え、妻は要支援、子は重度の障がい者（GH入居）
- 本人夫婦は高齢であり、債務も多重であるため、自己にて債務を整理することが困難
- 本人は弁護士などの介入を拒否し、債務について開示しない。
- GHに入居している子の年金を使い込む可能性がある。

## アウトリーチ等継続支援事業 事例②

- 相談者は60代独居男性。障がい者手帳あり。
- 本人には判断能力の低下があり、適切な金銭管理が困難で、多額の債務を抱える
- 他人への信頼感の低さ、対人関係の不安定さを抱え、支援者のアドバイス等も聞き入れない状況。
- 強い精神症状や自傷他害はないが、精神的・心理的な不安定さを抱える。
- 困窮により栄養失調状態、電気・ガスは契約解除。
- 自分自身の食事やケアよりも、ペットの世話を優先させる。

# 各事業における取組（対応）②

## 参加支援事業



- ◎ ひきこもり相談窓口の開設 月2回
- ◎ 当事者・家族会の開催 月1回

ひきこもりがちな方やその家族、社会とのつながりを持ってずに行きづらさを感じている方など

### 《Nジョイ運営プロジェクト》R3年7月～

Nジョイの運営や、ひきこもりの方の支援について検討

開催実績：3回

- 検討内容：① 参加支援事業について ②Nジョイの周知やケースの把握方法など  
③ 「10代～20代の若者」「子ども・若者の孤独」をテーマに話し合い

## 参加支援事業 事例③

- 10代男性。高卒後ニート、ひきこもり状態。
- 両親から離れ、祖父母宅に同居したが折り合い悪く、自立を目指しGH入所。
- 将来の目標があいまいであり、伴走支援しながら就労支援へ。